

多文化社会における公正な社会的判断力育成のための社会科教材の開発

川崎誠司（社会科教育学）

三大寺敏雄（附属大泉小学校）

上野敬弘（附属竹早小学校）

1. WGの概要

グローバリゼーションの影響により日本は多文化化が著しくなっている。価値観や道徳的規範が多様化し、社会的な合意形成が難しくなっているということでもある。こうした状況に対して社会科教育は重要な教育的役割を担っている。1947年の社会科発足以来、その基本理念や目標には「公正な社会的判断力の育成」が掲げられてきた。だが管見によれば、社会的判断力の育成に関する研究は見られるものの、「公正な」社会的判断力の育成について検討した研究は皆無に等しい。社会的判断の方向性を明確にして、その育成のあり方について考究する必要があるということである。子どもたちの生きる多文化社会における問題解決や合意形成にもそうした研究は重要な意味を持つ。

研究代表者はこれまで15年あまり、「公正な社会的判断の育成」のあり方について多文化教育の理論を手がかりとし、アメリカの小学校をフィールドにして理論的・実践的な研究調査を行ってきた。理論研究は一定の水準にある。本研究ではそれを日本の文脈における実践的な研究にまで高めたい。

2. 2年間の研究成果

新学習指導要領では、高等学校の公民科において「幸福・正義・公正」を重視して学習を展開することとされた。中学校社会科公民的分野においても「効率と公正」が強調されている。その基礎を養う小学校社会科において「公正な社会的判断力」をどう培うかは、社会科のみならず道徳教育の観点からも重要な課題である。社会事象や裁判の判例には「公正」に関連するものが大変多い。しかしながらそれをそのまま取り上げて小学生に学習させることは、発達段階からみて大変困難である。本研究ではこの課題に取り組み、「公正」についての基礎的認識を子どもたちが獲得するための学習のあり方を明らかにしようとしている。

小学校3・4年生の「飲料水や廃棄物処理（ゴミ）の学習」、5年生の「食料の自給率の学習場面でフェアトレードを取り上げる場合」、6年生の「歴史の学習で当時の人々の立場になり、身分制度や暮らしに関する心情を考える場面」、「政治の学習で日本国憲法や裁判員制度について考える場面」などを想定した教材開発を行い、検証授業を実施しその有効性について検討することを計画した。

また「公正な社会的判断力」の育成は、社会科単独でなしいうものではなく、総合や道徳の時間、特別活動などとの連携のあり方について考え、学校教育全体の見直しを視野に入れた研究が必要となる。この点については、共同研究者二名の経験や知見を活かしながら進めることとした。

研究代表者は学部学生と調査チームを編成し、「宇都宮市のまちづくり」について地域調査を行った。とくに新指導要領で重点が置かれた社会的「公正」の考え方を習得できる中学校社会科公民的分野の授業づくりを目指した。慢性的な交通渋滞に悩む宇都宮市は、新交通システム（LRT）の導入を検討している。教材開発に取り組んだ際に、子どもたちが将来主体的に問題に関わっていけるようになるために重視した視点としては以下の3点がある。

第一に、問題の社会的背景を分析する点である。問題解決のためには、問題がなぜ起きたのかについて分析する必要がある。LRT 計画の背景には深刻な車依存社会の進展がある。交通弱者である中学生にとって地域の交通問題は切実なものとなる。第二に、複雑に絡み合った論争を整理する点である。対立が激しくなり行き詰った論争を解決に向け、前進させるためには、賛成派反対派双方の意見を分析し、なぜそのように判断したのかについて考える必要がある。第三に、まちづくりに関する公正さである。まちづくりは一つの立場の人のためではなく、社会的弱者も含め、より多くの立場の人のために行われるものである。様々な人々の立場にたって考えを深められるようにまちづくりの公正さについて考えさせる。これら諸点については、導入の段階から留意することはもちろんであるが、展開・まとめを含めた学習指導全般にわたって重視すべきと考えた。具体的な学習計画については、報告会当日の資料を参照してほしい。

中学校における「公正」に関する学習の基礎として、本 WG においては小学校社会科における授業づくりとその検証に取り組んだ。予備調査として WG 開始前に附属大泉小学校の三大寺敏雄教諭により、6 年生の特設単元において「ものの分けかた」について子どもたちの認識の検討を試みた。それによれば、6 年生には「公正」の認識が可能であることが明らかである。児童の記述として代表的には次のものがある。「いろいろな分け方があるけど、半分ずつではなく同じになる分け方はあると思う」「半分以外にも選択の方法はある」「半分ずつなら平等だけど、その場に応じて分けなければいいと思う」などが「公正」の認識が深められていることを示している。

これを受け、上述の 5 年生の「食料の自給率の学習場面でフェアトレードを取り上げる場合」において、「『安い』は本当によいことなのか？」を学習問題として設定した授業実践を行った。実践の前提となる子どもたちの学習経験は、一学期に「食料生産」の単元で米作りと漁業について、二学期に「我が国の工業生産」の単元で自動車作りについて学習済みであった。子どもたちはフェアトレードの学習とその後の話し合い活動を通じて、消費者の立場だけでなく生産者や流通業者など、いくつもの立場から考察することができている。「公正」という用語も主体的に使用できている。

4 年生の「飲料水や廃棄物処理（ゴミ）の学習」は本稿執筆時点では実践直前である。ごみの収集・処理について、現在東京 23 区においては行政サービスとして区民が負担している地方税等によってごみの収集・処理が行われている。しかし、例えば青梅市などのように、東京 23 区以外では家庭ごみの有料化に取り組んでいる市町村もある。ごみの収集・処理は、基礎的行政サービスとして税金で賄われるべきであるという意見（本実践では、定額制とする）がある一方で、最終埋め立て処分場の延命策やごみそのものの総量規制を行うためにごみ収集はごみを出した量によってその金額を変更し有料化していく意見（本実践では、従量制とする）もある。私たちが生活する上で、ごみを出すことは避けて通れない。児童が在住する 23 区でも、中央防波堤最終処分場が最後の埋め立て地であることから、このごみ収集の有料化は将来避けて通れない事案である。

そこで、本実践ではごみの収集に関する「定額制」・「従量制」に関するメリット・デメリットを取り上げ、将来直面するごみ問題に我々がどのように対処するべきかを議論させることで、公正な社会的判断力の育成に取り組み検証を行うこととする。

「公正」は「平等」とは異なり、定義することが非常に困難な概念である。したがって具体的に説明して教授することが難しい。ただ「公正」については、実際には子どもたちには日常生活における経験的蓄積がある。それをどのように教師が学習の場において引き出せるかが課題となる。